

## シンポジウム

# ギャンブル依存症のない社会をめざして

推計536万人の衝撃～いま私たちにできること～

報告書  
増補版

2016年9月23日  
宮崎観光ホテル



## ご 挨拶

九州弁護士会連合会理事長

萩 元 重 喜

九州弁護士会連合会第 69 回定期大会シンポジウム「ギャンブル依存症のない社会をめざして 推計 536 万人の衝撃～いま私たちにできること」にご参加いただき、ありがとうございます。

ギャンブルへの依存は、長らく、意志薄弱などの本人の資質の問題とされてきましたが、近年、ギャンブル依存症（ギャンブルを渴望する、ギャンブルをしたいという衝動を制御することができない、ギャンブルをしないと離脱症状が出現する、ギャンブル以外への関心が低下する、などの症状を呈する。）は精神疾患であるとの認識が広がりました。

ギャンブル資金を調達するために、借金を重ねたり、窃盗や横領の罪を犯したりする事例はいくつも報告されており、マスコミは、このことへの対応が必要であることを指摘しています。

わたしたち弁護士は、ギャンブルへの依存が原因と考えられる離婚、破産、財産犯罪などの事件に関わることがあります。その際に、ギャンブルへの依存はその人の資質の問題であるとして、ギャンブル依存症者の治療のことに無関心であったのではないのでしょうか。

本シンポジウムでは、わたしたち弁護士が、個々の事件処理においてギャンブルへの依存に対しどのようなことをなすうのか、ギャンブルへの依存を予防し、ギャンブル依存症者を治療し、その家族を救済するためにどのようなことをなすべきなのか、などについての議論をいたします。

本シンポジウムの議論により、参加された方がギャンブル依存問題の深刻さを認識され、ギャンブル依存問題を含むわたしたち弁護士の業務の指針が示されれば幸いと考えます。

最後になりましたが、本シンポジウムのためのアンケートにご協力いただいた方々、そして、本シンポジウムをご準備いただいた関係者の方々に、心よりお礼を申し上げます。



## 本シンポジウムの目的、内容についてのご案内

シンポジウム部会部会長

西田 隆 二

### 1 テーマとしてとりあげた理由

「ギャンブル依存」・・・日常の相談業務の中でも、紛争の背景事情としてその影響を感じられることが少なくないと思います。

ただ、我々法律家がこれにどう対応するか、そもそもやれることがあるのか、あまり考えたことがない方が大半かと思います。

このような中、厚労省研究班から発表された『推計 536 万人』という衝撃的な数字に接し、当会は、九弁連大会シンポジウムのテーマとして「ギャンブル依存症」をとりあげることになりました。

### 2 取り組んできた準備

昨年の秋頃から 50 名を超えるシンポジウム実行委員が 5 班に分かれ、「ギャンブル依存症」の被害実態、ギャンブル産業の実態、治療法、法規制の現状、諸外国の例等を調査してきました。

「被害実態班」は、被害実態を調べるために、九州弁護士会連合会管内の弁護士に、日常業務にどれだけ影響が出ているか等についてアンケートを実施しました(御協力ありがとうございました)。また、県内の全てのパチンコ店に対して、近時のパチンコ業界の売上げの推移や「ギャンブル依存症」対策の有無等について質問しました。さらに、公営ギャンブル等を所管する省庁がこの問題をどう捉えているかについてもアンケートで質問しました。

「産業班」は、国内のギャンブル全般について、その仕組み、現状等を調査し、まとめました。自ら体験することも必要だと考え、手分けして、宮崎県内のパチンコ店、場外馬券売り場、場外車券売り場等に出向き、実体験しました。これも報告書にまとめています。

「医療班」は、ギャンブル依存症から回復する努力をしておられる患者、家族の自助グループから直接お話を伺い、また、実際に治療にとりくまれている病院を訪問し、現状をお聞きしました。この間、県内はもとより鹿児島、大阪などにも出向きました。

「法規制班」は、自らギャンブルの種類ごとに関連法規を調査し、また、諸外国の法規制を学ぶために海外視察に参加し、さらに、研究者のお話を聞きに京都まで出向きました。

「海外視察班」は、シンガポール、韓国に出向き、諸外国のギャンブルの実情、カジノをメインにした統合型リゾート(IR)と呼ばれる産業の実態、両国の法規制及び依存症対策のあり方等を調査してきました。

その他にも、シンポジウムの内容を詰めるために、この問題に詳しい研究者、医師等を訪ね、熊本、北九州にも出向きました。

初めて接する情報が多く、また検討すべきテーマも多いことから、まとめるのに困難を極めたのですが、会員一丸となって、ようやく報告集としてまとめることができました。実行委員会としては満足のいく出来であり、是非ご一読ください。

### 3 本日のシンポジウムの概要

本日のシンポジウムでは、まずは、私ども実行委員会が調査しまとめた報告集の概要をご説明いたします。

その上で、ギャンブル依存症者の家族の方に、依存症の実態、家族の御苦労等について実際の体験を語って戴きます。

これを受けて、「ギャンブル依存症」の患者の入院治療を積極的に受け入れておられる尾上毅医師（熊本県：菊陽病院）に、ギャンブル依存症にはどのような特徴があるのか、相談・診療に來られる患者さん達の実情、実際に患者さんに向かい合っておられる中で感じておられること等について基調講演を頂きます。

その後、アディクション（特にギャンブル依存症）問題を研究され各国の法規制等にも詳しい滝口直子教授（大谷大学教授）、日弁連の消費者問題対策委員で多重債務問題や依存症問題に詳しい吉田哲也弁護士（兵庫県弁護士会）、そしてギャンブル依存症を経験された当事者の方を加えて、意見交換して頂きます。

### 4 おわりに ～ シンポジウムからのメッセージ

ギャンブルは、遊戯、ゲームなどを商品として提供する営利事業であり、これを利用する人々は「消費者」と言うことができます。「商品」によって多数の依存症が発症する以上、提供する事業者は直ちに対策をとるべきであり、そもそも発症しないようにする必要があります。ギャンブル依存症は、誰でも罹患する可能性のある病気であり、ある意味「消費者被害」ともいふべき現状を、「自己責任」で片づけることなく、「消費者の権利」の観点から再検証する必要があるのではないのでしょうか。

そのような観点から、私達法律家が、この問題を捉え直す機会となることを心より願っております。

# 目 次

## 第 1 部 シンポジウム

1	プログラム	P 9
2	講師・パネリスト紹介	P 10
3	講師資料（尾上氏 P 11～、滝口氏 P 23～、吉田氏 P 40～）	
4	箒木蓬生氏よりいただいたメッセージ	P 41

## 第 2 部 調査報告

第 1	ギャンブル依存症の被害実態	
1	医学的研究・調査から浮かび上がるギャンブル依存症の被害実態	P 45
2	会員アンケート結果	P 50
3	会員が体験した具体的な被害実例	P 59
4	犯罪事例（新聞報道より）	P 61
第 2	ギャンブル依存症とは	
1	ギャンブル依存症は病気である	P 69
2	ギャンブル依存症として問題にすべき対象	P 69
3	精神疾患名・診断基準	P 70
4	スクリーニングテスト	P 71
第 3	ギャンブル依存症の機序・要因等	
1	はじめに	P 74
2	脳科学的機序	P 74
3	環境要因その 1～身近なギャンブル環境	P 75
4	環境要因その 2～容易に借金が可能な社会環境	P 77
5	青少年がギャンブル依存症に陥る危険性	P 77
6	報酬を得られるまでの期間	P 77
7	射幸性の増大	P 78
第 4	ギャンブル依存症からの回復に向けた取り組み	
1	治療の前提	P 79
2	情報提供窓口	P 83
3	医学的治療方法	P 84
4	GA（ギャンブラーズ・アノニマス）	P 86
5	ギャマノン	P 89
6	その他	P 90
第 5	ギャンブル依存症予防・対策の現状	

1	国	P 9 1
2	地方自治体	P 9 2
3	教育	P 9 4
4	パチンコ店	P 9 9
5	会員アンケート結果	P 1 0 3
第6	ギャンブル産業の現状	
1	日本におけるギャンブル産業の概要	P 1 0 7
2	パチンコ・パチスロ	P 1 0 9
3	競馬	P 1 1 2
4	競輪	P 1 1 5
5	競艇	P 1 1 8
6	オートレース	P 1 2 1
7	宝くじ	P 1 2 3
8	スポーツ振興くじ ( t o t o )	P 1 2 6
9	カジノ	P 1 2 8
10	実地調査レポート	P 1 2 9
第7	ギャンブル法規制	
1	はじめに	P 1 3 8
2	海外におけるギャンブルに関する法規制	P 1 3 8
3	日本におけるギャンブルに対する法規制	P 1 4 7
4	まとめ	P 1 5 4
第8	カジノ誘致問題	
1	カジノ誘致に向けての動き	P 1 5 6
2	カジノ誘致反対の動き	P 1 5 8
3	宮崎県内の動き	P 1 5 8
4	会員アンケート結果	P 1 5 9
第9	海外視察報告	
1	はじめに	P 1 6 1
2	シンガポール	P 1 6 1
3	韓国	P 1 7 3
第10	ギャンブル依存症と法律家、市民の役割	
1	ギャンブル依存症についての正しい知識を持つこと	P 1 8 8
2	家族ができること・やってはいけないこと	P 1 8 8
3	法律家の日常業務での実践	P 1 8 9
4	主権者として・社会の一員として	P 1 8 9
第11	ギャンブル依存症対策推進基本法（骨子）試案	P 1 9 3
	【参考文献・資料】	P 1 9 5

### 第 3 部 資 料

1	ギャンブル依存症に対応可能な病院・クリニック連絡先	P 2 0 1
2	自助グループ（GA・ギャマノン）連絡先	P 2 0 6
3	プレシンポジウム開催報告	P 2 0 7
4	日弁連意見書 2014 年 5 月 9 日「『特定複合観光施設区域の整備の 推進に関する法律案』（いわゆる『カジノ解禁推進法案』）に反対する意見書」	P 2 2 2
5	九弁連理事長声明 2015 年 2 月 4 日「『特定複合観光施設区域の整備に関する 法律案』（いわゆる『カジノ解禁推進法案』）に反対する理事長声明」	P 2 2 7
6	宮崎県弁護士会会長声明 2014 年 9 月 24 日「『特定複合観光施設区域の整備の 推進に関する法律案』（いわゆる『カジノ解禁推進法案』）につき慎重審理を 求める会長声明」	P 2 3 0
7	宮崎県弁護士会会長声明 2015 年 6 月 17 日「『特定複合観光施設区域の整備に 関する法律案』（いわゆる『カジノ解禁推進法案』）の再提出に抗議し 法案に反対する会長声明」	P 2 3 2
8	「ギャンブル依存症からの生還 回復者 12 人の記録」（抜粋） ギャンブル依存症問題研究会	P 2 3 5
9	九弁連第 6 9 回定期大会「ギャンブル依存症のない社会をめざす宣言」 2016 年 9 月 23 日	P 2 5 1
	シンポジウム準備のあゆみ	P 2 5 9
	シンポジウム部会名簿	P 2 6 1